

どうしよう？  
と思ったら

## 市民相談案内

市民のしおり42～48ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リベラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

## PICK-UP

### 地域包括支援センター

地域包括ケア推進課  
☎224-6087

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の方を、保健・医療・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支える機関です。専門的知識を持つ職員が、高齢の方が抱える問題の解決に向けたお手伝いをしています。本人だけでなく、家族や地域の皆さんからの相談も受け付けています。一人で抱え込まずに、早めにご相談ください。

相談日時…月～土曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

\*地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに設置されています。担当のセンターは、同課にお尋ねください。

## 消費生活の豆知識 その93 海産物の電話勧誘に注意!

### 事例

「以前買ってもらったことがある」とサケの購入を勧める電話が父にあった。その時は買った覚えがあるような気になって申し込んだが、後でよく考えてみたらその業者からサケなどを購入したことはなかった。父から相談されたので、断ろうと思いきや業者に連絡したが、全くつながらない。

「自宅に海産物の購入を勧める電話があり、断り切れずに購入してし

まった」「断っているのに、次々と代金引換で商品を送り付けられる」といった相談が寄せられています。また、「断りたいが業者の連絡先が分からない」「何度も電話しているが業者に連絡が付かない」「家族が注文したと思い、言われたとおりに返事してしまった」などの相談も多く寄せられています。

### 消費者へのアドバイス

● 不要な場合は、きっぱりと断ることが重要です。電話勧誘に対し、消

費者が契約を締結しないと意思表示をした場合、再勧誘は禁止されています。

● 頼んだ覚えがない商品や断ったはずの商品が届いてしまったら、送付票の「ご依頼主」に記載されている事業者名称・所在地・電話番号と配送伝票番号をメモに残し、受け取り拒否を配送業者にしてください。● 電話で勧誘され承諾してしまった場合、8日以内であればクーリング・オフをすることができます。

消費生活センター ☎224-6162  
☎222-5454

● 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

● 消費者カレッジ「自転車事故と損害保険」

講師：日本損害保険協会・河野和直さん  
日時：1月24日(木)午後2時～3時30分  
会場：南公民館  
対象：市内在住・在勤 定員：先着50人  
経費：無料 申し込み：1月4日(金)午前9時から電話・ファクスで消費生活センターへ